

上牧町立学童保育所運営委託業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、民間事業者の専門知識やノウハウを活用し、学童保育所の安定した運営の維持とサービス拡充を図るため、学童保育所運営業務を民間委託するにあたり、事業者の提案内容や運営能力、信頼性、見積額等を総合的に審査、評価し、本業務に最も適した事業者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務内容

「上牧町立学童保育所運営委託業務仕様書」に定めた内容とする。

3 業務の学童保育所一覧

	教室名	住所	定員数
1	上牧小学校学童保育所	上牧町大字上牧 1876 番 1	70 名
2	上牧第二小学校学童保育所	上牧町片岡台 3 丁目 2 番地	70 名
3	上牧第三小学校学童保育所	上牧町大字上牧 3100 番地	70 名

4 履行期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 3 年間。

契約締結日から令和 9 年 4 月 1 日までは開設準備期間とする。なお、当該準備期間に関する経費は受託者負担とする。

5 契約期間

契約締結日から令和 12 年 3 月 31 日までとする。

6 見積限度額

3 年間総額：200,244,000 円 毎年度の履行期間見積上限金額は以下とする。

令和 9 年度 65,604,000 円、令和 10 年度 66,396,000 円、令和 11 年度 68,244,000 円

第 5 号様式 見積書を提出するにあたり、当該様式中の 2 見積金額（3 年間総額）または各年度の金額が上記の見積上限金額を超える金額で提案し記載した場合は失格とする。

なお、消費税については、消費税法別表第 1 第 7 号口の社会福祉法第 2 条（定義）に規定する社会福祉事業に該当することから非課税取引となる。

7 参加資格

本業務のプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 法人であること。（社会福祉法人、学校法人、NPO 法人、株式会社等）
- (2) 奈良県内に本社、又は支店、営業所を参加申請提出時点に有すること。

- (3) 参加申込書提出時点で、奈良県内又は隣府県である近畿2府3県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県）において、3箇所以上の地方自治体と契約し放課後児童健全育成事業運営実績を有し、現に運営を継続している者。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申し立てがなされていない者。
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行っていない者であること。
- (7) 企画提案書の提出期限までの間、奈良県又は上牧町から指名停止措置又は指名回避措置を受けていない者。
- (8) 参加申込書の提出時点でプライバシーマークまたはISMSの認証を受けていること。
- (9) 国税及び地方税等の滞納が無いこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員または暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

8 プロポーザル実施スケジュール（※スケジュールは変更となる場合がある。）

実施内容	期日
公募開始	令和8年10月8日（木）
参加申込書の提出	令和8年10月9日（金）9時から 令和8年10月21日（水）17時まで
現地見学	令和8年10月14日（水）午前中のみ
質問受付期間	令和8年10月9日（金）9時から 令和8年10月15日（木）17時まで
質問の回答	令和8年10月19日（月）まで随時回答
企画提案書提出期限	令和8年11月17日（火）17時まで
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和8年11月25日（水）
審査結果通知	令和8年11月30日（月）
契約締結	令和8年12月上旬（予定）

9 参加申し込み

本プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル参加申込書（第1号様式）に別に定める必要書類を添えて提出すること。書類が不足する場合及び提出期限までに提出がない場合は、本プロポーザルへの参加ができないものとする。

(1) 公募型プロポーザル参加申込書の提出

- ① 提出期間 令和8年10月9日（金）9時から令和8年10月21日（水）17時（必着）
- ② 提出場所 事務局（こども未来課）
- ③ 提出方法 持参のみ
- ④ 提出書類

ア 公募型プロポーザル参加申込書（第1号様式）

イ 企業・団体等概要及び事業実績（第2号様式）

※奈良県内又は隣府県である近畿2府3県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県）において、参加申込書提出日現在にて放課後児童健全育成事業を受託運営している証明として記載した事業実績の契約書の写し（自治体名、履行期間の記載があれば表紙のみ可）3箇所のみを添付すること。

ウ 暴力団排除に関する誓約書（第3号様式）

エ 履歴事項全部証明書（直近3か月以内のもの）※原本に限る

オ 国税及び地方税の未納がないことの証明書（直近3か月以内のもの）※写し可

カ 貸借対照表及び損益計算書（直近3か年分）

キ プライバシーマークまたはI S M Sの認証を証明する書類（登録証の写し等）

⑤ 提出部数 各1部

（2）参加辞退届の提出

公募型プロポーザル参加申込書を提出したのちに参加の辞退をする場合は、速やかに辞退届（第7号様式）を提出すること。

10 現地見学

令和8年10月13日（火）11時までに事務局まで電話で申し込むこと。実施日程以外は、如何なる理由を持っても受付けないものとする。

11 質問の受付及び回答

本業務に関する質疑の受付は、令和8年10月9日（金）9時から令和8年10月15日（木）17時までに第6号様式を用いて事務局あて電子メールにより提出すること。

質疑等への回答は、令和8年10月19日（月）までに随時町ホームページで公開する。

※メール送信後、受信確認のため事務局へ電話連絡すること。

12 企画提案書等の提出

（1）提出書類

① 公募型プロポーザル提案申請書（第4号様式）

② 企画提案書（任意様式）

A4版（縦型・横書き）で片面印刷 ※A3版使用不可

40ページ以内（表紙含む）印刷カラー、フォント・行間自由、

文字サイズ12ポイント以上（図表は12ポイント以下でも可）

③ 見積書（第5号様式）

※見積金額の積算にあたる費用分担は、「上牧町立学童保育所運営委託業務仕様書」の別表2費用負担区分のとおりとする。

（2）作成にあたっての注意事項

① 作成部数は、正本1部、副本5部とする。

② 企画提案書の様式は任意とするが、内容については「13 審査及び選定方法（2）評価基準」で示す「評価項目」及び「評価視点」の内容であることがわかるように示すこと。

③ 企画提案書は「評価項目」及び「評価視点」の順で作成すること。

(3) 提出方法

- ① 提出期限 令和8年11月17日(火)17時(必着)
- ② 提出場所 事務局(こども未来課)
- ③ 提出方法 持参のみ

1.3 審査及び選定方法

本業務に係る企画提案書等の審査、評価及び業務受託候補者選定は、上牧町立学童保育所運営委託業務事業者選定プロポーザル審査委員会(以下「選定委員会」という。)において下記の要領で行う。

なお、参加者が1者のみの場合は、選定委員会に諮り決定する。

(1) 企画提案書によるプレゼンテーション及びヒアリング審査

提出された企画提案書によるプレゼンテーション及びヒアリングで審査を行う。

- ① プレゼンテーションの時間は30分(説明20分、質疑応答10分)の予定で実施。
- ② 参加人数は2名以内とし、企画提案書に基づいた補足説明用のスライド投影は認める。(スクリーン、プロジェクター、HDMIケーブルは町で用意する。)
- ③ 提出した企画提案書に記載した内容のみの説明とし、記載している内容以外の説明や追加資料の配布は認めない。
- ④ プレゼンテーションの実施場所、日程等については、別途メールにて通知を行う。

(2) 評価基準

No	評価項目	評価視点	配点	項目点
1	運営方針	(1) 事業の理念、基本方針、運営方針	10 点	10 点
2	実施体制	(1) 運営組織体制、急な欠員時などの近隣からのフォロー体制	30 点	70 点
		(2) 支援員等の確保策、募集方法、雇用形態	20 点	
		(3) 支援員等の福利厚生	10 点	
		(4) 研修の実施方法や手段	10 点	
3	事業内容	(1) 平日や長期休業日の基本的な運営の考え方	10 点	30 点
		(2) 行事やイベント	10 点	
		(3) 学校や地域との連携	10 点	
4	保護者・児童	(1) 保護者との対応や連絡	20 点	40 点
		(2) その他サービス向上策	20 点	
5	安全管理体制	(1) 児童の事故・怪我防止対応	10 点	40 点
		(2) 防災対策及び災害時の対応	10 点	
		(3) 不審者等の緊急時の対応	10 点	

		(4) 個人情報の取り扱い	10 点	
6	価格	(1) 提案価格 (配点 10 点 × 最低提案見積額 ÷ 提案見積額) ※小数点以下切り捨て	10 点	10 点
合計			200 点	200 点

(3) 評価や採点の留意事項

- ① 出席した選定委員の採点結果のうち、最高得点と最低得点を除いた採点結果を合計した点数と平均した点数を基準に選考を行うものとする。
 - ② 上記得点最上位が2社以上ある場合は、提案額が低いものを選定する。
 - ③ 上記の点数が満点の 5 割に満たない場合は、受託候補者として選定しない。
 - ④ 選定委員会における審査の内容は公表せず異議申立は受け付けないものとする。
- (4) 提案者が1事業者の場合であっても、本募集要領及び当該業務仕様書に照らし合わせ、選定委員会において、審査、評価を行う。
- (5) 選定結果の通知選定結果は、受託候補者を、評価を用いて上牧町ホームページ上で公表する。

1 4 失格事項

参加表明者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加条件を満たさないとき。
- (2) 参加申し込み提出期限後に書類の提出があったとき。
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があったとき。
- (4) その他選定委員会が本要領に違反すると認めるとき。

1 5 契約の締結

選定委員会で選定された業務受託候補者に対して、企画提案書の内容を確認及び協議の上、業務委託契約を締結する。

1 6 個人情報の保護

受託者は本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、上牧町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年 3 月条例第 1 号）を遵守しなければならない。

1 7 その他留意事項

- (1) 提出書類等は、本プロポーザル以外の目的のために使用しない。
- (2) 本プロポーザルに提出した提出書類等は、一切開示しない。
- (3) 提出書類等は返却しない。
- (4) 本プロポーザルに係る一切の費用は、参加提案者の負担とする。

1 8 事務局

〒639-0214 奈良県北葛城郡上牧町上牧 3245 番地 1

上牧町保健福祉センター（2000 年会館）

こども未来課

TEL：0745-43-5034

E-mail：kodomotown.kanmaki.lg.jp